

令和5年第3回

おいらせ町議会定例会

会議録第1号

おいらせ町議会 令和5年第3回定例会記録

おいらせ町議会 令和5年第3回定例会記録				
招集年月日	令和5年8月31日(木)			
招集の場所	おいらせ町役場本庁舎議場			
開会	令和5年8月31日 午前10時00分 議長宣告			
散会	令和5年8月31日 午前10時54分 議長宣告			
応招議員	議席番号	氏名	議席番号	氏名
	1番	小向幸祐	2番	大浦陽子
	3番	小笠原伸也	4番	沢尾宏之
	5番	柏崎勉	6番	佐々木勝
	7番	澤上訓	8番	木村忠一
	9番	田中正一	10番	日野口和子
	11番	平野敏彦	12番	檜山忠
	13番	川口弘治	14番	西館芳信
	15番	吉村敏文	16番	松林義光
不応招議員	なし			
出席議員	16名			
欠席議員	なし			
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	職名	氏名	職名	氏名
	町長	成田隆	副町長	小向仁生
	総務課長	成田光寿	政策推進課長	柏崎勝徳
	財政管財課長	岡本啓一	まちづくり防災課長	田中淳也
	税務課長	久保田優治	町民課長	松山公士
	保健こども課長	鈴木政康	介護福祉課長	澤頭則光
	農林水産課長	西館道幸	商工観光課長	柏崎和紀
	地域整備課長	栗嶋泰幸	会計管理者	小向正志
	病院事務長	田中貴重	教育委員会教育長	松林義一
	学務課長	福田輝雄	社会教育・体育課長	三村俊介
	選挙管理委員会委員長	田中直喜	選挙管理委員会事務局長	成田光寿
	農業委員会会長	松林勝智	農業委員会事務局長	西館道幸
監査委員	木村忠一	監査委員事務局長	佐々木拓仁	

本会議に職務のため出席した者の職氏名	事務局 長	佐々木 拓 仁	事務局 次 長	木 村 英 樹
	事務局 主 幹	原 本 愁 子		
町 長 提 出 議 案 の 題 目	1	報告第 4 号	専決処分の報告について（自動車破損に係る損害賠償の額の決定について）	
	2	報告第 5 号	専決処分の報告について（自動車破損に係る損害賠償の額の決定について）	
	3	報告第 6 号	令和 4 年度おいらせ町病院事業会計継続費精算報告について	
	4	議案第 3 7 号	おいらせ町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について	
	5	議案第 3 8 号	おいらせ町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	
	6	議案第 3 9 号	おいらせ町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	
	7	議案第 4 0 号	おいらせ町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	
	8	議案第 4 1 号	令和 5 年度おいらせ町一般会計補正予算（第 2 号）について	
	9	議案第 4 2 号	令和 5 年度おいらせ町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について	
	10	議案第 4 3 号	令和 5 年度おいらせ町奨学資金貸付事業特別会計補正予算（第 1 号）について	
	11	議案第 4 4 号	令和 5 年度おいらせ町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について	
	12	議案第 4 5 号	令和 5 年度おいらせ町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）について	
	13	議案第 4 6 号	令和 5 年度おいらせ町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について	
	14	議案第 4 7 号	令和 5 年度おいらせ町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について	
	15	議案第 4 8 号	令和 5 年度おいらせ町病院事業会計補正予算（第 2 号）について	
	16	認定第 1 号	令和 4 年度おいらせ町一般会計歳入歳出決算認定について	
	17	認定第 2 号	令和 4 年度おいらせ町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	
	18	認定第 3 号	令和 4 年度おいらせ町奨学資金貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について	
	19	認定第 4 号	令和 4 年度おいらせ町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	
	20	認定第 5 号	令和 4 年度おいらせ町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について	
	21	認定第 6 号	令和 4 年度おいらせ町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	
	22	認定第 7 号	令和 4 年度おいらせ町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	
	23	認定第 8 号	令和 4 年度おいらせ町病院事業会計決算認定について	

町長提出 議案の題目	24 報告第 7号 令和4年度おいらせ町健全化判断比率及び資金不足比率について	
議員提出 議案の題目	1 委員会の閉会中の継続調査申出について（議会運営委員会、総務文教常任委員会）	
開 議	午前10時00分	
議 事 日 程	議長は、本日の議事日程を次のとおり報告した。（別添付）	
会 議 録 署 名 議 員 の 指 名	議長は、会議録署名議員に次の2名を指名した。	
	7 番	澤上 訓 議員
	8 番	木村 忠一 議員
議 案 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言 者 の 要 旨
	事務局長 (佐々木拓仁君)	<p>おはようございます。</p> <p>修礼を行いますので、ご起立願います。</p> <p>礼。ご着席ください。</p> <p>議場内の皆様をお願い申し上げます。</p> <p>議場内では携帯電話等の電源を切るか、マナーモードに設定くださるようお願いいたします。</p>

会議成立 開会宣言	松林議長	<p>おはようございます。</p> <p>ただいまの出席議員数は16人です。定足数に達しておりますので、これより令和5年第3回おいらせ町議会定例会を開会いたします。</p> <p style="text-align: right;">(開会時刻 午前10時00分)</p>
開議宣告	松林議長	<p>直ちに本日の会議を開きます。</p> <p>なお、柏崎堅一代表監査委員は、本日所用のため、欠席との申し出がありましたので、ご報告いたします。</p>
議事日程報告	松林議長	<p>本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。</p>
会議録署名議員の指名	松林議長	<p>日程第1、会議録署名議員の指名を行います。</p> <p>本定例会の会議録署名議員は、7番、澤上訓議員及び8番、木村忠一議員を指名いたします。</p>
会期議題	松林議長	<p>日程第2、会期の決定を議題といたします。</p> <p>会期決定の前に議会運営委員長の報告を求めます。</p> <p>委員長、演壇にてお願いします。</p> <p>議会運営委員長。</p>
委員長報告	川口議会運営委員長	<p>議会運営委員会委員長報告をいたします。</p> <p>去る8月9日告示、本日招集されました令和5年第3回おいらせ町議会定例会の会期等について、先般8月25日午前10時から議会運営委員会を開催し、審査した結果、本定例会の会期は、別紙配付の「会期及び審議予定表」のとおり、本日8月31日から9月7日までの8日間とすることに決定いたしました。</p> <p>本日31日は議案等の一括上程及び決算特別委員会の設置、1日、2日、3日は議案熟考のための休会、4日は一般質問、5日は議案審議、6日は決算特別委員会における付託議案の審査、7日引き続き決算特別委員会における付託議案の審査及び特別委員会終了後に、本会議での認定議案等の審議を行います。</p> <p>以上のとおり進行してまいりたいと思います。</p>

諸般の報告	松林議長	<p>なお、議事進行状況によっては、日程が変更となる可能性がございます。議員各位のご理解とご協力を賜り、当委員会の決定にご賛同くださいますようお願いを申し上げまして、委員会報告といたします。</p> <p>議会運営委員長の報告が終わりました。 お諮りいたします。</p> <p>本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日8月31日から9月7日までの8日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。</p>
	(議員席) 松林議長	<p style="text-align: right;">**「なし」の声**</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本定例会の会期は、本日8月31日から9月7日までの8日間とすることに決しました。</p>
	松林議長	<p>日程第3、諸般の報告をいたします。</p> <p>議長としての報告事項は、印刷をしてお手元に配付しているとおりです。ご了承ください。</p> <p>次に、地方教育行政の組織及び運営上に関する法律第26条の規定に基づき、令和5年度おいらせ町教育委員会の事務の点検及び評価に関する報告書が議会に提出されましたので、各議員に配付いたします。</p> <p>また、本日までに受理いたしました陳情書等につきましては、別紙配付の請願、陳情文書表のとおりです。</p> <p>先般、このことについて議会運営委員会において審査した結果、陳情第4号については、議員への資料配付とすることにいたしましたので、ご了承ください。</p> <p>なお、本定例会の会期中は、円滑な議案審議及び広報写真の撮影のため、関係職員が議場内に入出入りする事の許可を与えておりますので、各議員に報告いたします。</p>
行政報告	松林議長	<p>日程第4、行政報告を行います。</p> <p>町長から、第80回国民スポーツ大会おいらせ町実行委員会設立について、行政報告の申し出がありました。これを許します。</p> <p>当局の説明を求めます。</p>

<p>当局の説明</p>	<p>社会教育・体育課長 (三村俊介君)</p>	<p>社会教育・体育課長。</p> <p>それでは、第80回国民スポーツ大会実行委員会設立について、ご説明いたします。</p> <p>行政報告資料のNo. 1をご用意ください。</p> <p>初めに、1、概要についてです。</p> <p>令和8年度(2026年度)に第80回国民スポーツ大会(旧名称国民体育大会)が、青森県を会場に開催されることが、令和5年7月20日に正式決定しました。当町においても、資料のとおり、競技が開催されることから、県や競技団体との連絡調整、各庁内関係組織との連携、住民に対する広報活動や気運醸成など取り組みへの対応、準備業務を着実に進めるための体制づくりが必要なことから、競技会の開催準備を推進するため、実行委員会を設立するものです。</p> <p>当町で開催される競技については、表をご覧ください。</p> <p>国スポについては、正式競技として軟式野球が、令和8年10月11日に下田公園野球場において2試合開催されるほか、デモンストラションスポーツとしてスポーツチャンバラ、ファイブ・ボール、空道が行われます。また、障スポについては、正式競技としてグランドソフトボールが、オープン競技としてファイブ・ボールが行われます。</p> <p>なお、第80回国民スポーツ大会の概要については、別紙でお配りしております参考資料1に記載のとおりです。参考資料には、目的、主催、開催年、開催時期などが記載されております。詳しい説明は、割愛させていただきます。後ほどご覧いただければと思います。</p> <p>次に本編資料2、実行委員会の設立についてです。公益財団法人日本スポーツ協会では、国民体育大会開催基準要項第25項で「開催県及び会場地市町村は、大会運営のためにそれぞれ実行委員会を設置する」と定めております。</p> <p>先催県の会場地市町村では、この実行委員会については、国スポが開催される年、決定する年、開催の3年前におおむね設立されております。</p> <p>次に3、実行委員会の役割についてですが、消防・防災・自主警備・大規模災害対策・輸送・宿泊・配食・記念事業などの計画及びマニュアルの策定、会場運営、会場図作成、会場・競技用具整備、協賛依頼など、資料に記載のとおり、多岐にわたっております。</p>
--------------	------------------------------	--

2ページをご覧ください。

4、設立のための準備業務についてですが、こちらは既に実施済みであります。

(1) 設立発起人会の発足準備について、設立発起人会については、実行委員会設立のための母体となる組織ですが、主な業務は、設立趣旨を起草し、実行委員会の役員・委員等の候補者を選定し、就任を要請するなど、実行委員会設立総会の開催・運営を行います。

(2) 発起人会メンバーですが、成田町長、松林議長、小向副町長、松林教育長、平野スポーツ協会長の5名でございます。なお、設立発起人会については、8月18日に開催しております。

次に5、国スポ準備課(対策室)の設置についてですが、設置義務がないことから、当町では設置する予定はございません。

次に6、国スポ運営に係る補助金・交付金の一覧をご覧ください。

資料には、3つの交付金が記載されております。1は競技施設の改修、2は協議普及活動や住民参加型イベントの開催、3は国スポの運営を支援する事業になります。

1の会場地市町村競技施設仮設等対応費補助金ですが、主に中央競技団体正規視察時の指摘事項のうち、競技実施のための必要最小限の仮設等対応事業が対象となり、設計費及び工事費等の対象経費の2分の1を補助する事業です。当町では、この①の補助金を活用し、今年度下田公園野球場の安全施設設置工事として、野球場内側溝のアスファルト部分へのクッションマットを設置する工事を実施しております。また、1の補助金の対象にはなりませんでしたが、視察の指摘事項でもありましたホームラン識別マットの購入を実施しております。

3ページをご覧ください。

7、設立までのスケジュールです。7月20日に青森県が国スポの会場地として正式決定してから、記載のとおり、本日の議会での行政報告まで進めてまいりました。今後、9月から10月にかけて実行委員会の各委員就任の承諾をいただき、9月下旬に町教育委員会の定例会で説明し、11月に実行委員会設立総会第1回総会を開催する予定であります。

最後に8、実行委員会の役員・委員等の候補例についてです。実行委員会役員・委員の人選に当たっては、準備段階から各界の協力が得られるよう、できるだけ広範囲な関係各界代表者をあらかじめ役員・

		<p>委員に委嘱する方向で検討することが望まれております。資料の中に、実行委員会の役員の例を掲載しております。</p> <p>先日の設立発起人会において、当町においても候補例を参考に、役員については会長を町長とし、副会長・常任委員・監事で構成することとし、顧問・参与・常任委員についても、例を参考に人選を進めていくことで決定しております。なお、町議会議員の皆様におかれましては、参与に就任していただく方向で調整してまいりますので、よろしくをお願いいたします。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議案の上程	松林議長	<p>以上で資料N o. 1の報告が終わりました。</p> <p>これで、行政報告を終わります。</p>
提案理由の説明	<p>松林議長</p> <p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>日程第5、議案等の一括上程について。</p> <p>報告第4号から報告第7号まで、及び議案第37号から議案第48号までの以上16件を一括上程いたします。</p> <p>町長から提案理由の説明を求めます。</p> <p>演壇にてお願いいたします。</p> <p>町長。</p> <p>おはようございます。議員各位には、何かとご多用のところご出席いただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>それでは、本定例会に提案いたしました議案の提案理由をご説明申し上げます。</p> <p>初めに、報告第4号、自動車破損に係る損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について、ご説明申し上げます。</p> <p>本件は、本年5月20日に発生した町道瑕疵による自動車破損に係る損害賠償について、車両損害に対する賠償額が確定したため、地方自治法第180条第1項及びおいらせ町長の専決処分できる軽易な事項の指定について第1号の規定に基づき、去る6月21日付で専決処分を行ったもので、同条第2項の規定により報告するものがあります。</p> <p>次に、報告第5号、自動車破損に係る損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について、ご説明申し上げます。</p> <p>本件は、本年6月16日に発生した町道瑕疵による自動車破損に</p>

	<p>係る損害賠償について、車両損害に対する賠償額が確定したため、地方自治法第180条第1項及びおいらせ町長の専決処分できる軽易な事項の指定について第1号の規定に基づき、去る8月4日付で専決処分を行ったので、同条第2項の規定により報告するものであります。</p> <p>次に、報告第6号、令和4年度おいらせ町病院事業会計継続費精算報告について、ご説明申し上げます。</p> <p>本件は、継続費を設定しておりました電子カルテシステム導入事業の継続年度終了に伴い、地方公営企業法施行令第18条の2第2項の規定に基づき、報告するものであります。</p> <p>次に、議案第37号、おいらせ町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。</p> <p>本案は、職員の特殊勤務手当のうち防疫等作業手当について、国及び県の取り扱いに準じ、特定新型インフルエンザ等の防疫作業に係る特例措置を講ずるため提案するものであります。</p> <p>次に、議案第38号、おいらせ町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。</p> <p>本案は、国の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うため提案するものであります。</p> <p>次に、議案第39号、おいらせ町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。</p> <p>本案は、国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うため提案するものであります。</p> <p>次に、議案第40号、おいらせ町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。</p> <p>本案は、国の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うため提案するものであります。</p> <p>次に、議案第41号、令和5年度おいらせ町一般会計補正予算（第2号）について、ご説明申し上げます。</p>
--	---

	<p>本案は、既定の歳入歳出予算の総額に3億51万6,000円を追加し、110億2,289万1,000円とするものであります。</p> <p>主な内容は、歳出では、エネルギー価格高騰対策事業者支援金をはじめとする新型コロナ対応事業について予算措置を講ずるほか、国庫補助による畑地化促進事業補助金を計上するものであります。</p> <p>一方、歳入では、歳出予算との関連により国庫支出金及び県支出金を増額計上するほか、地方交付税及び前年度繰越金を増額し、財政調整基金繰入金を減額するものであります。</p> <p>また、地方債補正は、2件の追加、6件の変更及び1件の廃止を行うものであります。</p> <p>次に、議案第42号、令和5年度おいらせ町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、ご説明申し上げます。</p> <p>本案は、既定の歳入歳出予算の総額に1,453万2,000円を追加し、22億5,495万7,000円とするものであります。</p> <p>主な内容は、歳出では、前年度保険給付費等の実績精算に伴う県費返還金を計上する一方、歳入では、国民健康保険事業基金繰入金を減額し、前年度繰越金を増額するものであります。</p> <p>次に、議案第43号、令和5年度おいらせ町奨学資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。</p> <p>本案は、既定の歳入歳出予算の総額に3万3,000円を追加し、2,190万1,000円とするものであります。</p> <p>主な内容は、歳入の奨学基金繰入金を減額し、前年度繰越金を増額するものであります。</p> <p>次に、議案第44号、令和5年度おいらせ町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。</p> <p>本案は、既定の歳入歳出予算の総額に614万4,000円を追加し、10億5,200万円とするものであります。</p> <p>主な内容は、歳出では、馬淵川流域下水道維持管理負担金を増額する一方、歳入では、一般会計繰入金を減額し、前年度繰越金を増額するものであります。</p> <p>また、継続費補正及び地方債補正は、それぞれ1件の変更を行うものであります。</p> <p>次に、議案第45号、令和5年度おいらせ町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。</p> <p>本案は、既定の歳入歳出予算の総額に445万1,000円を追加</p>
--	--

	<p>し、1億3,996万6,000円とするものであります。</p> <p>主な内容は、歳出では、補修工事費を増額する一方、歳入では、一般会計繰入金を増額するものであります。</p> <p>次に、議案第46号、令和5年度おいらせ町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、ご説明申し上げます。</p> <p>本案は、既定の歳入歳出予算の総額に1億4,343万1,000円を追加し、25億1,767万6,000円とするものであります。</p> <p>主な内容は、歳出では、前年度介護給付費負担金の実績精算に伴う国庫返還金及び県費返還金を計上するほか、介護保険給付費準備基金積立金を増額する一方、歳入では、介護保険給付費準備基金繰入金を減額し、前年度繰越金を増額するものであります。</p> <p>次に、議案第47号、令和5年度おいらせ町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。</p> <p>本案は、既定の歳入歳出予算の総額に2,146万4,000円を追加し、2億7,840万9,000円とするものであります。</p> <p>主な内容は、歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金を増額する一方、歳入では、後期高齢者医療保険料及び前年度繰越金を増額するものであります。</p> <p>次に、議案第48号、令和5年度おいらせ町病院事業会計補正予算（第2号）について、ご説明申し上げます。</p> <p>本案は、収益的収入及び支出の既決予定額に523万3,000円を追加し、11億2,349万5,000円とするものであります。</p> <p>主な内容は、支出では、給与費を増額する一方、収入では、入院収益を増額し、新型コロナウイルス感染症対応臨時交付金を計上するものであります。</p> <p>次に、報告第7号、令和4年度おいらせ町健全化判断比率及び資金不足比率について、ご説明申し上げます。</p> <p>本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和4年度決算に基づく、一般会計等の健全化判断比率及び公営企業会計の資金不足比率について、監査委員の意見を付し、報告するものであります。</p> <p>以上、本定例会に提案いたしました議案の提案理由を申し上げますが、詳細につきましては、審議の過程におきまして、本職をはじめ担当課長に説明いたさせますので、何とぞ慎重にご審議の上、議決いただきますよう、お願い申し上げます。</p>
--	---

	松林議長	<p>以上で提案理由の説明が終わりました。</p> <p>次に、監査委員から報告第7号、令和4年度おいらせ町健全化判断比率及び資金不足比率についての審査意見の報告を求めます。</p> <p>木村監査委員、演壇にてお願いいたします。</p>
監査委員の報告	木村監査委員	<p>おはようございます。それでは、柏崎堅一代表監査委員にかわり、令和4年度会計、財政健全化判断比率及び資金不足比率について、審査意見の報告をいたします。</p> <p>健全化判断比率については、町から示された実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4つの指標と、その算定の基礎となる書類並びに関係する会計の資金不足比率と、その算定の基礎となる書類について、財政管財課の説明を受け、審査を行いました。</p> <p>その結果、財政健全化判断比率の各指標につきましては、書類も適正に作成されており、実質赤字比率、連結実質赤字比率については、前年度に引き続き数値は出ておらず、また、将来負担比率についても数値は出ておらず、実質公債費比率は早期健全化基準、再生基準を下回っていることなどから、特に指摘すべきことはありませんでした。</p> <p>また、経営健全化の判断材料となる資金不足比率におきましても、同じく書類が適正に作成されており、かつ病院事業会計、公共下水道事業特別会計及び農業集落排水事業特別会計とも、経営健全化基準である資金不足比率は20%を下回っており、資金不足の状況にはなっておらず、これにつきましても、特に指摘すべきことはありませんでした。しかしながら、実質単年度収支は2年ぶりに赤字となり、経常収支比率は93.2%と前年度を大きく上回るなど、各指標に留意する必要があります。</p> <p>以上、詳しくは意見書をご覧くださいますようお願い申し上げます、財政健全化判断比率及び資金不足比率に関わる審査の報告といたします。</p>
認定議案の上程	松林議長	<p>以上で審査結果の報告が終わりました。</p> <p>日程第6、認定議案の一括上程について。</p>

<p>提案理由の 説明</p>	<p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>認定第1号から認定第8号までの以上8件を一括上程いたします。</p> <p>町長からの提案理由の説明を求めます。</p> <p>演壇にてお願いいたします。</p> <p>町長。</p> <p>本定例会に提案いたしました令和4年度の決算認定議案につきまして、議員並びに町民各位のご助言やご協力を賜りながら、所期の目的を達成することができましたことに対し、心より感謝申し上げます。</p> <p>それでは、令和4年度おいらせ町一般会計及び各特別会計、病院事業会計の歳入歳出決算について、順次ご説明申し上げます。</p> <p>各認定議案につきましては、地方自治法第233条第3項及び地方公営企業法第30条第4項の規定により、議会の認定をお願いするものであります。また、施策の効果等を検証するため、別冊にて「主要施策の成果」を調製しておりますので、皆様のご審議の参考に供したいと存じます。</p> <p>初めに、認定第1号、令和4年度おいらせ町一般会計歳入歳出決算認定について、ご説明申し上げます。</p> <p>歳入歳出予算総額125億6,376万4,000円に対し、歳入決算額は121億3,118万2,828円となり、前年度と比較しますと0.5%の増となっております。</p> <p>なお、不納欠損額は886万6,069円、収入未済額は4億3,737万3,555円で、繰越明許費の未収入特定財源3億4,302万6,000円を差し引いた収入未済額は9,434万7,555円となりました。不納欠損額、収入未済額とも大部分は町税となっております。</p> <p>一方、歳出決算額は、117億7,154万7,136円となり、前年度と比較しますと0.7%の増となっております。また、翌年度繰越額は3億7,527万8,000円で、不用額は4億1,693万8,864円となっております。</p> <p>その結果、歳入歳出差引額3億5,963万5,692円から、繰越財源3,225万2,000円を差し引いた3億2,738万3,692円が実質収支額となりましたので、2億5,000万円を財政</p>
---------------------	-----------------------	--

		<p>調整基金に積み立てし、残額の7,738万3,692円を令和5年度へ繰り越すものであります。</p> <p>次に、認定第2号、令和4年度おいらせ町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、ご説明申し上げます。</p> <p>歳入歳出予算総額23億5,402万3,000円に対し、歳入決算額は22億9,567万7,722円となり、前年度と比較しますと1.7%の減となっております。</p> <p>一方、歳出決算額は22億5,007万5,290円となり、前年度と比較しますと2.4%の減となっております。</p> <p>その結果、歳入歳出差引額4,560万2,432円を、令和5年度へ繰り越すものです。</p> <p>次に、認定第3号、令和4年度おいらせ町奨学資金貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について、ご説明申し上げます。</p> <p>歳入歳出予算総額は1,506万1,000円に対し、歳入決算額は1,548万8,255円となり、前年度と比較しますと19.6%の減となっております。</p> <p>一方、歳出決算額は1,504万9,315円となり、前年度と比較しますと19.1%の減となっております。</p> <p>その結果、歳入歳出差引額43万8,940円を令和5年度へ繰り越すものです。</p> <p>次に、認定第4号、令和4年度おいらせ町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、ご説明申し上げます。</p> <p>歳入歳出予算総額は10億2,621万7,000円に対し、歳入決算額は10億2,837万6,553円となり、前年度と比較しますと0.7%の減となっております。</p> <p>一方、歳出決算額は10億2,159万9,278円となり、前年度と比較しますと0.1%の減となっております。</p> <p>その結果、歳入歳出差引額677万7,275円を令和5年度へ繰り越すものです。</p> <p>次に、認定第5号、令和4年度おいらせ町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、ご説明申し上げます。</p> <p>歳入歳出予算総額2億8,324万8,000円に対し、歳入決算額は2億5,532万9,665円となり、前年度と比較しますと87.0%の増となっております。</p>
--	--	--

	<p>一方、歳出決算額は2億5,156万4,366円となり、前年度と比較しますと88.2%の増となっております。</p> <p>その結果、歳入歳出差引額376万5,299円を令和5年度へ繰り越しするものです。</p> <p>次に、認定第6号、令和4年度おいらせ町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、ご説明申し上げます。</p> <p>歳入歳出予算総額23億7,898万2,000円に対し、歳入決算額は23億9,187万5,712円となり、前年度と比較しますと1.6%の増となっております。</p> <p>一方、歳出決算額は22億3,694万7,986円となり、前年度と比較しますと0.1%の減となっております。</p> <p>その結果、歳入歳出差引額、1億5,492万7,726円を令和5年度へ繰り越しするものです。</p> <p>次に、認定第7号、令和4年度おいらせ町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、ご説明申し上げます。</p> <p>歳入歳出予算総額2億5,767万7,000円に対し、歳入決算額は2億5,670万2,788円となり、前年度と比較しますと6.9%の増となっております。</p> <p>一方、歳出決算額は2億5,045万4,988円となり、前年度と比較しますと8.2%の増となっております。</p> <p>その結果、歳入歳出差引額624万7,800円を令和5年度へ繰り越しするものです。</p> <p>次に、認定第8号、令和4年度おいらせ町病院事業会計決算認定について、ご説明申し上げます。決算額は、いずれも税抜処理後の金額であります。</p> <p>まず、収益的収入及び支出については、予算総額9億8,911万7,000円に対し、収入決算額は9億7,992万9,382円、支出決算額は9億3,564万9,242円となり、差し引き4,428万140円の純利益となりました。</p> <p>収入決算額は、前年度と比較しますと1.1%の減となりました。</p> <p>一方、支出決算額は1.7%の減となりました。</p> <p>次に、資本的収入及び支出については、収入決算額1億5,903万円に対し、支出決算額は1億6,147万8,000円となり、不足分については、損益勘定留保資金で補填しております。</p>
--	---

監査委員の報告	松林議長	<p>以上、本定例会に提案しました決算認定議案につきまして、その提案理由を申し上げましたが、詳細につきましては、審議の過程におきまして、本職をはじめ、担当課長に説明させますので、何とぞ慎重にご審議の上、議決いただきますようよろしくお願い申し上げます。</p> <p>以上で提案理由の説明が終わりました。</p> <p>次に、監査委員から、決算審査の報告を求めます。</p> <p>木村監査委員、演壇にてお願いいたします。</p>
	木村監査委員	<p>令和4年度会計の決算審査意見の報告をいたします。</p> <p>令和4年度一般会計、各特別会計及び病院事業会計並びに財産に関する調書等につきまして、去る6月29日から延べ6日間、関係課から説明を求めながら、書類審査や現地審査等を実施いたしました。</p> <p>決算書や関係諸帳簿等については、計数は正確であるか。適正に処理されているかなど主眼を置き、慎重に審査を行いました。その結果、いずれも適正に処理されており、各会計とも誤りがないものと認めました。</p> <p>全体を総括して、財政的観点から申し上げますと、一般会計の決算額は前年度と比較し、歳入は0.5%増加し、歳出も0.7%増加しており、ほぼ前年度並みの決算規模となりました。</p> <p>実質収支は約3億2,738万円の黒字となり、単年度収支も約3,204万円の黒字となりましたが、1年間に得られる収入で、その間の支出を賄っているかといった実質単年度収支は約1億149万円の赤字となりました。</p> <p>また、特別会計の総計決算額の歳入総額は前年度に比較し2.0%増加し、歳出総額も1.3%増加しております。</p> <p>実質収支は約2億1,496万円の黒字となり、前年度の実質収支を差し引いた単年度収支も約4,378万円の黒字となりました。</p> <p>また、特別会計においては、一般会計から総額約13億8,872万円が特別会計に繰り出されています。</p> <p>一般会計及び特別会計を合わせた単年度収支は約7,582万円の黒字となりました。各会計とも、健全財政維持への努力の跡が見られます。</p> <p>財政健全化法に基づく4つの財政指標は、いずれも早期健全化基準をクリアしております。</p>

<p>議案の付託</p>	<p>松林議長 松林議長</p>	<p>一方、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は93.2%となり、前年度より大きく上昇しました。</p> <p>今後も財政硬直化と背中合わせの状態であることを自覚し、財政指標の推移には十分留意し、健全な財政運営に努めていただきたいと思います。</p> <p>地方債残高については、一般会計、特別会計、病院事業会計を合わせた令和4年度末の地方債残高は140億3,714万7,434円で、前年度末に比べ10億932万8,532円減少しています。</p> <p>財産に関する調書については、適正に作成され、調書記載額は関係帳簿と符合しており、計数等に誤りはなく、記載事項も適正に表示されているものと認められ、基金についても年度末残高は66億5,096万2,846円で、前年度末に比べ2億6,251万9,151円増加したことは、適正な運用がなされたものと認められました。</p> <p>町税収納率は96.9%と高い水準を維持しています。収納対策が適切に実施された結果であります。また、町税以外の収納率もおおむね良好で、コロナ禍にあっても自主財源確保への努力の跡が見られます。</p> <p>病院事業会計では、収益的収支で約4,428万円の純利益が生じ、2年連続の黒字となっております。地域包括ケア病床を増やすことによる入院収益向上などの取り組みにより、安定的な病院経営が図られています。</p> <p>今後も地域住民の健康と安心を守るため、新型コロナウイルス感染症対応に向き合いつつ、従来の医療体制を確保しながら、地域医療の根幹を担う医療機関としての責務を果たされるよう期待しております。</p> <p>最後になりますが、財政運営に際しては、厳しい状況下ではありますが、限りある財源の有効活用を図り、魅力ある、活力あふれるまちづくりを進めていただくことを期待しております。</p> <p>以上、詳細につきましては、お配りしています意見書をご覧くださいますようお願い申し上げます、決算審査の報告といたします。</p> <p>以上で決算審査の報告が終わりました。</p> <p>日程第7、決算特別委員会の設置及び認定議案の付託について、お諮りします。</p>
--------------	---------------------------	---

		<p>認定第1号から認定第8号までの認定議案については、慣例により、16人の全議員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して、審査することにしたと思います。</p> <p>ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**「なし」の声**</p> <p>(議員席)</p> <p>松林議長</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案については、16人の全議員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して、審査することに決しました。</p> <p>次に、決算特別委員会委員長及び副委員長の互選について行います。</p> <p>このことについて先般開催されました議会運営委員会において、総務文教常任委員会の委員長と同副委員長が当たることとし、話し合われましたので、これによりたいと思います。</p> <p>ご異議ありませんか。</p>
		<p style="text-align: right;">**「なし」の声**</p> <p>(議員席)</p> <p>松林議長</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>お諮りします。決算特別委員会の委員長には、総務文教常任委員会委員長の檜山忠議員を、同副委員長には、総務文教常任委員会副委員長の小向幸祐議員を選任することに、ご異議ありませんか。</p>
		<p style="text-align: right;">**「なし」の声**</p> <p>(議員席)</p> <p>松林議長</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、決算特別委員会の委員長に檜山忠議員が、副委員長に小向幸祐議員が選任されました。</p>
日程終了の告知	松林議長	<p>これで、本日の日程は、全て終了いたしました。</p> <p>以上、本日の会議を閉じます。</p>
次回日程の報告	松林議長	<p>4日月曜日は、午前10時から本会議を開き、一般質問を行います。</p>
散会宣告	松林議長	<p>本日は、これで散会いたします。ご苦労さんでした。</p>

		(閉会時刻 午前10時54分)
	事務局長 (佐々木拓仁君)	修礼を行いますので、ご起立願います。 礼。

会議の経過を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

令和 5 年 12 月 4 日

議 長 松 林 義 光

署名議員 木 村 忠 一

署名議員 澤 上 訓